

岐阜県水産業総合振興事業補助金交付要綱

	平成 18 年 4 月 3 日	水産第 11 号農政部長通知
一部改正	平成 23 年 3 月 28 日	水産第 437 号農政部長通知
一部改正	平成 24 年 3 月 28 日	水産第 430 号農政部長通知
一部改正	平成 26 年 3 月 24 日	農政第 787 号農政部長通知
一部改正	平成 28 年 3 月 24 日	農政第 938 号農政部長通知
一部改正	平成 29 年 3 月 31 日	里川第 548 号農政部長通知
一部改正	平成 29 年 11 月 21 日	里川第 329 号農政部長通知
一部改正	平成 30 年 3 月 30 日	里川第 502 号農政部長通知
一部改正	平成 31 年 3 月 29 日	里川第 583 号農政部長通知
一部改正	令和 2 年 4 月 1 日	里川第 490 号農政部長通知
一部改正	令和 2 年 9 月 9 日	里川第 221 号農政部長通知
一部改正	令和 2 年 11 月 25 日	里川第 336 号農政部長通知
一部改正	令和 3 年 7 月 16 日	里川第 141 号農政部長通知

(総 則)

第 1 条 県は、水産業の振興を図るため、市町村、岐阜県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、NPO法人、養殖業を営む民間事業者及び一般財団法人岐阜県魚苗センターが行う事業に要する経費又は岐阜県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合及び一般財団法人岐阜県魚苗センターが行う事業に要する経費に対し市町村が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助金の名称、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び対象経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

(欠格事由)

第 3 条 第 1 条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体において代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金交付申請書及びその添付書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書（別記第 1 号様式）
- (2) 事業計画書（別記第 2 号様式）
- (3) 収支予算書（別記第 3 号様式）

2 補助事業者は、補助金の交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律 108 号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第 5 条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 規則第 6 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事項
- (2) 間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付けること。
 - ア 間接補助金を他の用途に使用し、その他間接補助事業に関して間接補助金の交付の決定若しくはこれに付けた条件又は規則若しくはこの要綱に違反したときは、当該間接補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した間接補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあること。
 - イ 間接補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、間接補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以降 15 年間保存すること。
 - ウ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件の取得価格が 50 万円以上の機械及び器具については、次に掲げる財産ごとにそれぞれ次に定める処分制限期間を経過するまで補助事業者の承認を受けずに間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
 - (ア) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定めのある財産 大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間
 - (イ) (ア)に掲げる財産以外の財産 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）別表に掲げる期間

- 2 規則第6条第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、別表第1及び別表第2の軽微な変更の欄に掲げる変更とする。
- 3 規則第6条第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第4号様式)のとおりとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、交付決定があった日の属する年度の12月末日現在の事業の遂行の状況を、事業遂行状況報告書(別記第5号様式)により、翌月15日までに知事に報告しなければならない。ただし、水産業振興対策事業費補助金に係る事業にあつては、この限りでない。

- 2 前項の規定による報告は、第11条第2号の補助金概算払請求書の提出をもってこれに代えることができる。

(着手届及び完了届)

第8条 補助事業者は、事業に着手したときは、速やかに別記第6号様式による事業着手届(間接補助事業の場合は、事業着手報告書)を知事に提出しなければならない。ただし、水産業振興対策事業費補助金に係る事業にあつては、この限りでない。

- 2 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに別記第6号様式による事業完了届(間接補助事業の場合は、事業完了報告書。次項において同じ。)を知事に提出し、完了検査を受けなければならない。補助金の交付の決定に係る会計年度が終了した場合も、同様とする。ただし、水産業振興対策事業費補助金に係る事業にあつては、この限りでない。
- 3 前項の規定による事業完了届の提出は、次条第1号の事業実績報告書の提出をもってこれに代えることができる。

(実績報告)

第9条 実績報告書及びその添付書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書(別記第7号様式)
- (2) 事業実績書(別記第2号様式)
- (3) 収支決算書(別記第3号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)の日から起算して25日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。
- 3 補助金の全額が概算払又は前金払により交付された場合における実績報告書の提出期限は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度(以下この条において「翌年度」という。)の4月20日までとする。
- 4 規則第13条後段に規定する場合における実績報告書の提出期限は、翌年度の4月20日までとする。
- 5 第4条第2項ただし書により交付申請した補助事業者は、実績報告書の提出に当たっては、補助金に

係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを減額しなければならない。

- 6 第4条第2項ただし書の規定の適用を受けて交付申請した補助事業者は、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその金額（前項の規定により減額した場合には、当該減額した額を上回る部分の金額）を別記第7号の2様式による消費税等仕入控除税額報告書により知事に報告しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、知事が必要と認めるときは、概算払又は前金払により交付することができる。

（補助金交付請求書）

第11条 補助金交付請求書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 精算払の場合 別記第8号様式
- （2） 概算払又は前金払の場合 別記第9号様式

（暴力団の排除）

第12条 規則第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（表示）

第13条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、県補助金の執行による旨を表示するものとする。ただし、間接補助事業であるため補助事業者が表示することが困難な場合には、間接補助事業者に対し、表示するよう条件を付けるものとする。

- 2 前項に要する経費については、補助対象経費とすることができる。
- 3 表示の様態については、知事が別に定める。

（財産の処分の制限）

第14条 規則第21条第2号の知事の定める機械及び重要な器具は、1件当りの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、次の各号に掲げる財産に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - （1） 大蔵省令に定めのある財産 大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間
 - （2） 前号に掲げる財産以外の財産 農林畜水産業関係補助金等交付規則別表に掲げる期間
- 3 知事は、補助事業者が規則第21条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部を納付させることができる。
- 4 補助事業者は、補助対象事業を完了し、又は中止し、若しくは廃止した場合において、当該補助対象事業により取得した工事材料その他物件が残存するときは、遅滞なく、その品目、数量及び金額を知事

に報告し、その指示を受けなければならない。

(書類、帳簿等の保存期間)

第15条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以降15年間(補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で前条第2項の期間を経過しないものについては、当該期間)とする。

(書類の経由)

第16条 この要綱に基づき提出する書類は、所管農林事務所長を経由しなければならない。ただし、水産業振興対策事業費補助金に係る事業については、この限りでない。

(事務の委任)

第17条 規則第23条後段の規定により、別表第3に掲げる事務を、所管農林事務所長に委任する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 岐阜県内水面環境活用総合対策事業費補助金交付要綱
 - (2) 岐阜県養殖業振興団体活動事業費補助金交付要綱
 - (3) 岐阜県カワウ駆除対策事業費補助金交付要綱
 - (4) 岐阜県遊漁者対策事業費補助金交付要綱
 - (5) 世界あゆみ釣り大会開催事業費補助金交付要綱
- 3 平成17年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県水産業振興事業補助金交付要綱は、平成23年度分の予算にかかる補助金から適用し、平成22年度以前の予算にかかる補助金については、なお、従前の例による。(平成23年3月28日付け水産第437号)

附 則

この要綱による改正後の岐阜県水産業振興事業補助金交付要綱は、平成24年度分の予算にかかる補助金から適用し、平成23年度以前の予算にかかる補助金については、なお、従前の例による。(平成24年3月28日付け水産第430号)

附 則

この要綱による改正後の岐阜県水産業振興事業補助金交付要綱は、平成26年度分の予算にかかる補助金から適用し、平成25年度以前の予算にかかる補助金については、なお、従前の例による。(平成26年3月24日付け農政第787号)

附 則

この要綱による改正後の岐阜県水産業総合振興事業補助金交付要綱は、平成 28 年度分の予算にかかる補助金から適用し、平成 27 年度以前の予算にかかる補助金については、なお、従前の例による。（平成 28 年 3 月 24 日付け農政第 938 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県水産業総合振興事業補助金交付要綱は、平成 29 年度分の予算にかかる補助金から適用し、平成 28 年度以前の予算にかかる補助金については、なお、従前の例による。（平成 29 年 3 月 31 日里川第 548 号）

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 21 日から施行する。（平成 29 年 11 月 21 日里川第 329 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県水産業総合振興事業補助金交付要綱は、平成 30 年度分の予算にかかる補助金から適用し、平成 29 年度以前の予算にかかる補助金については、なお、従前の例による。（平成 30 年 3 月 30 日里川第 502 号）

附 則

この要綱は、平成 31 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 30 年度以前の年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 31 年 3 月 29 日里川第 583 号）

附 則

この要綱は、令和 2 年度分の予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和 2 年 4 月 1 日里川第 490 号）

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 9 日から施行する。（令和 2 年 9 月 9 日里川第 221 号）

附 則

この要綱は、令和 2 年度分の予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和 2 年 11 月 25 日里川第 336 号）

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用し、令和 2 年度以前の年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和 3 年 7 月 16 日里川第 141 号）

別表第1 水産振興施設整備事業費補助金（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
1)内水面資源増養殖等基盤施設整備事業	<p>市町村、岐阜県漁業協同組合連合会及び一般財団法人岐阜県魚苗センターが、次に掲げる事業を行うのに要する経費又は漁業協同組合、漁業生産組合、一般財団法人岐阜県魚苗センター若しくは知事が特に認める法人が、次に掲げる事業を行うために要する経費につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1)漁場の耕うん、浚^{しゅんせつ}、障害物等の除去</p> <p>(2)魚礁の設置</p> <p>(3)魚道整備</p> <p>(4)迷入防止施設整備</p> <p>(5)種苗生産供給施設整備</p> <p>(6)種苗中間育成施設整備</p> <p>(7)希少種保全施設整備</p> <p>(8)給排水施設整備</p> <p>(9)漁場管理強化施設整備</p> <p>(10)種苗等採捕施設整備</p> <p>(11)給排水等処理施設整備</p> <p>(12)病害汚染防止施設整備</p> <p>(13)水産廃棄物等処理施設整備</p> <p>(14)用水再利用施設整備</p> <p>(15)新熱源利用施設整備</p> <p>(16)体験学習施設整備</p> <p>(17)展示施設整備</p> <p>(18)情報連絡施設整備</p> <p>(19)上記施設の付帯施設及び省力化施設整備</p>	補助対象経費の2分の1以内の額	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 補助対象経費の欄(1)から(19)までに掲げる事業に要する経費の相互間における経費の30%を超える増減</p> <p>2 同一事業実施主体に係る事業種目(当該事業種目が2以上の設計となる場合にあっては、設計単位)ごとに次に掲げる変更</p> <p>(1) 事業費又は県補助金の30%を超える増減</p> <p>(2) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業種目の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所又は設置場所の変更(受益範囲に変更のないものを除く。)</p> <p>4 同一事業実施主体に係る事業種目(当該事業種目が2以上の設計となる場合にあっては、設計単位)ごとの事業量の30%を超える増減</p> <p>5 施設の機能に基本的な影響を及ぼすと認められる施設の構造の変更</p>

<p>2)内水面漁業近代化等施設整備事業</p>	<p>市町村、岐阜県漁業協同組合連合会及び一般財団法人岐阜県魚苗センターが、次に掲げる事業を行うのに要する経費又は漁業協同組合、漁業生産組合、一般財団法人岐阜県魚苗センター若しくは知事が特に認める法人が、次に掲げる事業を行うために要する経費につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1)養殖施設整備 (2)畜養施設整備 (3)生産物処理加工・保管施設整備 (4)作業・保管施設整備 (5)地域産物展示販売施設整備 (6)後継者育成等施設整備 (7)施設等連絡道整備 (8)遊漁管理施設整備 (9)釣場造成 (10)釣場安全施設整備 (11)釣関連道整備 (12)遊漁船係留施設整備 (13)指導救難船 (14)湖沼河川広場整備 (15)河畔、湖畔環境活用施設整備 (16)河畔、湖畔休養施設整備 (17)上記施設の付帯施設及び省力化施設整備</p>	<p>補助対象経費の3分の1以内の額</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 補助対象経費の欄(1)から(17)までに掲げる事業に要する経費の相互間における経費の30%を超える増減 2 同一事業実施主体に係る事業種目(当該事業種目が2以上の設計となる場合にあっては、設計単位)ごとに次に掲げる変更 (1) 事業費又は県補助金の30%を超える増減 (2) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業実施主体の変更 2 事業種目の新設又は廃止 3 施行箇所又は設置場所の変更(受益範囲に変更のないものを除く。) 4 同一事業実施主体に係る事業種目(当該事業種目が2以上の設計となる場合にあっては、設計単位)ごとの事業量の30%を超える増減 5 施設の機能に基本的な影響を及ぼすと認められる施設の構造の変更</p>
--------------------------	---	------------------------	---	---

3) 内水面水産業災害対策事業	令和2年7月豪雨被災施設整備対策事業の運用について(令和2年7月31日水産第1266号水産庁長官通知)別記第1の2の(1)アに規定する事業実施主体が、同通知に基づき令和2年7月豪雨被災施設整備対策事業を行うために要する経費 なお、事業計画等の詳細については、知事が別に定める。	補助対象経費の2分の1以内の額		次に掲げる変更以外の変更 1 成果目標の新設、変更又は廃止 2 事業の実施地区の変更又は事業実施主体の変更 3 附帯事業の新設又は廃止 4 補助金額の増額
-----------------	---	-----------------	--	---

別表第2 水産業振興対策事業費補助金（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	軽微な変更
1) 養殖業振興団体活動事業	<p>一般財団法人岐阜県魚苗センター、岐阜県池中養殖漁業協同組合、漁業生産組合又は養殖業の振興を目的とする団体が、次に掲げる事業又は事務を行うのに要する経費</p> <p>(1) 養魚管理・経営手法の普及 (2) 新商品の開発・改良 (3) 販路開拓促進</p> <p>なお、詳細については、養殖業振興団体活動事業実施要領に定める。</p>	知事が必要と認める額	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1) 事業費の30%を超える変更 2) 補助金額の増額変更</p>
2) 遊漁者増大対策事業	<p>岐阜県漁業協同組合連合会、漁業協同組合及びNPO法人が次の事業を行うのに要する経費</p> <p>(1) 釣り教室開催事業 (2) 魚とのふれあい事業 (3) 環境活動実践事業 (4) 入川口整備事業 (5) 伝統漁法に関する講習会等開催事業</p> <p>なお、詳細については、遊漁者対策事業実施要領に定める。</p>	補助対象経費の2分の1以内の額	
3) 冷水病対策推進事業	<p>漁業協同組合が、鮎の早期放流のために行う一般財団法人岐阜県魚苗センターの鮎の種苗の購入に要する経費</p> <p>なお、詳細については、冷水病対策事業実施要領に定める。</p>	補助対象経費の2分の1以内の額	
4) 県産アユ早期放流促進対策事業	<p>早期に県産アユを放流する漁業協同組合に対して行う値引きに要する費用</p> <p>なお、詳細については、県産アユ早期放流促進対策事業実施要領に定める。</p>	知事が必要と認める額	
5) 県産アユ販路拡大支援事業	<p>県産アユの販路拡大に資するために購入する機器類の購入に要する経費</p> <p>なお、詳細については、県産アユ販路拡大支援事業実施要領に定める。</p>	補助対象経費の2分の1以内の額	
6) 東京オリンピック・パラリンピック県産アユ利用促進事業	<p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた、水産エコラベル認証審査に係る次の経費</p> <p>(1) 認証取得に係る審査手数料 (2) 取得した認証の維持管理のための中間審査手数料</p> <p>なお、詳細については、東京オリンピック・パラリンピック県産アユ利用促進事業実施要領に定める。</p>	<p>(1) 補助対象経費の10分の10以内の額 (2) 補助対象経費の2分の1以内の額</p>	

7) 浜の活力再生・成長促進交付金	岐阜県漁業協同組合連合会又は漁業協同組合が水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う水産業強化対策推進交付金事業のうち、甚大な被害を及ぼす災害等における内水面水産資源の復旧に係るものに要する経費	補助対象経費の4分の3以内の額	
8) 県産アユの早期小型種苗放流最適化調査支援事業	漁業協同組合が早期小型種苗の最適な放流時期を検証するために実施する調査事業に係る経費 なお、詳細については、県産アユの早期小型種苗放流最適化調査支援事業実施要領に定める。	補助対象経費の2分の1以内の額	
9) 水産物販売促進緊急対策事業	<p>(1) 岐阜県漁業協同組合連合会が県産水産物を学校給食へ提供する際の食材調達に要する経費 なお、詳細については、水産物販売促進緊急対策事業実施要領に定める。</p> <p>(2) 国産農林水産物等販売促進緊急対策事業実施要綱（令和2年4月30日付け2政第22号農林水産事務次官依命通知）の水産物販売促進緊急対策事業で定める事業実施主体が県産水産物を用いて行う販売促進会・PR活動に要する経費 なお、詳細については、水産物販売促進会・PR活動事業実施要領に定める。</p>	補助対象経費の10分の10以内の額	
10) 水産業新事業展開支援事業	新型コロナ禍の新しい生活様式に対応した販路拡大に資する機器類の導入及び施設の整備に要する経費 なお、詳細については、水産業新事業展開支援事業実施要領に定める。	補助対象経費の3分の2以内の額	

別表第3（第17条関係）

農林事務所長への事務委任事項

補助金の名称	事務委任事項
水産業振興施設整備事業費補助金	<ul style="list-style-type: none">(1) 規則第5条第1項に規定する申請書類の審査及び必要な現地調査(2) 規則第12条第1項及び第2項に規定する遂行等の命令(3) 規則第14条に規定する報告書の審査及び必要な現地調査等(4) 規則第15条に規定する措置命令等(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項に規定する状況調査及び報告の徴収

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
団体名
代表者 氏 名

年度 事業補助金交付申請書

下記のとおり標記補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 交付申請額 円

3 添付書類

（注1）添付書類は、補助金ごとに知事が必要と認める書類を添付すること。

（注2）本様式によりがたい場合、補助対象事業の要領に定められた様式を用いることができる。

第2号様式（第4条、第9条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分計画（実績）

事業 目的	事業の内容			遂行期間	負担区分			備考
	事業種目	事業量	事業費		県補助金	自己資金	計	
				年 月 日 から 年 月 日 まで				

3 その他知事の必要と認める書類

（注）本様式によりがたい場合、補助対象事業の要領に定められた様式を用いることができる。

第3号様式（第4条、第9条関係）

収 支 予 算 （ 決 算 ） 書

1 収入の部

区 分	本年度予算額(A) (本年度精算額)	前年度予算額(B) (本年度予算額)	比較(A)－(B)	備 考
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区 分	本年度予算額(A) (本年度精算額)	前年度予算額(B) (本年度予算額)	比較(A)－(B)	備 考
	円	円	円	
計				

予算議決（予定）年月日

年 月 日

事業完了（予定）年月日

年 月 日

（注）本様式によりがたい場合、補助対象事業の要領に定められた様式を用いることができる。

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
団体名
代表者 氏 名

変更
年度 事業 中止 承認申請書
廃止

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった標記事業の実施については、

変更
下記のとおり 中止 したいので、関係書類を添えて申請します。
廃止

記

- 1 事業名
- 2 変更（中止・廃止）の内容及び理由
- 3 添付書類

（注1）添付書類は、補助金ごとに知事が必要と認める書類を添付すること。

（注2）添付書類については、変更前の内容を上段に（ ）書きすること。

（注3）本様式によりがたい場合、補助対象事業の要領に定められた様式を用いることができる。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
団体名
代表者 氏 名

年度 事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 事業の 年 月 日現在
における遂行状況について下記のとおり報告します。

事業 種類	実施 箇所	事業計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
		事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)		
			千円		千円		

(注) 本様式によりがたい場合、補助対象事業の要領に定められた様式を用いることができる。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
団体名
代表者 氏 名

年度 事業 着手 届
完了

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった標記事業については、
次のおり 着手 しましたので、届け出ます。
完了

記

事業の種類及び名称	
事業主体	
着手年月日	
完了（予定）年月日	
事業施行箇所	
施行方法	
事業施行者	
事業量	
事業費	円

（注）本様式によりがたい場合、補助対象事業の要領に定められた様式を用いることができる。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
団体名
代表者 氏 名

年度 事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金について、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 事業名

2 事業実績額 円

3 添付書類

（注1）添付書類は、補助金ごとに知事が必要と認める書類を添付すること。

（注2）本様式によりがたい場合、補助対象事業の要領に定められた様式を用いることができる。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
団体名
代表者 氏 名

年度 事業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金について岐阜県水産業総合振興事業補助金交付要綱第9条第6項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 岐阜県補助金等交付規則第14条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による確定通知書) | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 円 |

(注1) 3の内訳、その他参考となる資料を添付すること。

(注2) 本様式によりがたい場合、適宜所管課作成の様式を用いることができる。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
団体名
代表者 氏 名
発行責任者 氏 名
連 絡 先
担当者 氏 名
連 絡 先

年度 事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 請求金額 円

（注）本様式によりがたい場合、補助対象事業の要領に定められた様式を用いることができる。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
団体名
代表者 氏 名
発行責任者 氏 名
連 絡 先
担当者 氏 名
連 絡 先

年度 事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金を概算払によって交付を受けた
いので、下記のとおり請求します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付済額 | 円 |
| 3 今回請求額 | 円 |

（注）本様式によりがたい場合、補助対象事業の要領に定められた様式を用いることができる。